

熊本県水銀含有廃棄物の安全かつ効率的な処理方法に関する検討会設置要項

(目的)

第1条 水銀フリー社会の実現に向けて、水銀含有廃棄物に含まれる水銀を環境中に飛散・流出させない処理のあり方について広く意見を求め、当該廃棄物を排出から最終処分に至るまで、安全かつ効率的に収集・運搬及び処分する方法について検討するため、熊本県水銀含有廃棄物の安全かつ効率的な処理方法に関する検討会（以下、「検討会」とする。）を設置する。

(検討事項)

第2条 検討会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 水銀含有廃棄物を安全かつ効率的に処理する方法に関すること
- (2) その他検討会の目的を達成するために必要な事項

(委員等)

第3条 検討会は、水銀含有廃棄物の処理に関する専門家、関係事業者、関係行政機関等とし、環境生活部長が委嘱する10人以内の委員をもって構成する。

- 2 委員の任期は承諾日から平成28年3月31日までとする。
- 3 委員が欠けた場合は、補欠の委員を選任することができる。ただし、この場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第4条 検討会に会長を置き、会長は委員の互選によってこれを選任する。

- 2 会長は、会務を総務する。
- 3 会長に事故あるときは、会長があらかじめ指定した委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 検討会は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(事務局)

第6条 検討会の事務局は、環境局廃棄物対策課が行う。

(その他)

第7条 この要項に定めるもののほか、検討会の運営等について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成27年8月19日から施行する。